

J R 只見線の早期全線復旧を強く求める意見書

平成23年7月に発生した新潟・福島豪雨は、1時間に100ミリ前後の猛烈な雨が降り続き、会津地方の各地に甚大な被害をもたらした。特に、当県の会津若松駅と新潟県の小出駅を結ぶJ R 只見線については、4つの橋りょうが流出・大破するなどの深刻な被害を受けたため、現在も会津川口駅から只見駅間が不通となっている。集中豪雨がもたらした被害は、発災から5年以上が経過した今もなお大きな爪痕を残したままである。

J R 只見線は、通勤や通学、通院など、平穏な住民生活を守り、地域に密着した生活路線であり、また、四季ごとに違った表情を見せる奥会津の雄大な自然と、只見川に沿って敷かれた線路を走る只見線が織り成す麗しい景色は、人口減少・過疎化が進行する奥会津の地域創生を実現するための重要な資源である。そのため、当県とJ R 只見線の沿線自治体を始め、早期の全線復旧を願う住民、関係団体等が一丸となって復旧に向けた取組を続けているところである。そのような状況の中、当県及び新潟県並びに会津17市町村で構成するJ R 只見線復興推進会議において、県と沿線の7市町が施設と土地を保有し、東日本旅客鉄道株式会社が車両を運行する「上下分離」方式によりJ R 只見線を鉄路で復旧させる方針を決めたところである。

よって、国においては、J R 只見線の持つ役割の重要性に鑑み、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 鉄道が甚大な被害を受けた場合、鉄道事業者が行う災害復旧事業に対して、黒字会社であっても国の補助が受けられるよう、鉄道軌道整備法を改正すること。
- 2 鉄道の復旧については、多額の費用がかかることから、国による鉄道事業者への支援を拡充すること。
- 3 地元自治体が鉄道事業者に対して行う財政的支援に要する経費について、国が支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月17日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 あて
財務大臣
国土交通大臣
復興大臣

福島県議会議長 杉山純一